

資格の大原

第 75 回税理士試験

解答速報

固定資産税

本解答は令和 7 年 8 月 8 日 18 時に学校法人大原学園が独自に作成したもので、予告なしに内容を変更する場合があります。また、本解答は学校法人大原学園が独自の見解で作成/提供しており、試験機関による本試験の結果等について保証するものではありません。

本解答の著作権は学校法人大原学園に帰属します。無断転用・転載を禁じます。

本試験採点・分析サービス

受付期間 2025年 8/7(木)～8/20(水)



自己採点結果を入力するだけですぐに「予想得点」を送信します。さらに分析サービス登録者限定で、全国集計後に「最新合格ラインの読み」「得点分布表」「正答率・難易度表」が公開されるアドレスも送信!ぜひ、ご利用ください。

〔第一問〕

問 1

〔1〕 制度の趣旨（2点）

市町村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、かつ、市町村長が行う価格の決定を補助するため、市町村に、固定資産評価員を設置することとされている。

〔2〕 任 務

(1) 実地調査（2点）

市町村長は、固定資産評価員又は固定資産評価補助員に当該市町村所在の固定資産の状況を毎年少なくとも1回、実地に調査させなければならない。

(2) 評 価

① 土地又は家屋

(イ) 通常の場合（2点）

固定資産評価員は、実地調査の結果に基づいて当該市町村に所在する土地又は家屋の評価をする場合には、当該土地又は家屋の基準年度の価格又は比準価格によって評価をしなければならない。

ただし、法附則17の2の規定の適用を受ける土地については、修正価格によって評価をしなければならない。

(ロ) 通知価格がある場合（2点）

固定資産評価員は、(イ)によって土地又は家屋の評価をする場合に、道府県知事が不動産取得税の規定によって当該土地又は家屋の所在地の市町村長に通知した価格があるときは、当該通知価格に基づいて評価をしなければならない。

ただし、当該土地又は家屋について地目の変換、家屋の改築又は損壊その他特別の事情があるため、当該通知価格により難い場合はこの限りでない。

② 償却資産（2点）

固定資産評価員は、実地調査の結果に基づいて当該市町村に所在する償却資産の評価をする場合には、当該償却資産の賦課期日における価格によって評価をしなければならない。

(3) 評価調書の提出（2点）

固定資産評価員は、(2)により評価をした場合には、遅滞なく、評価調書を作成し、市町村長に提出しなければならない。

〔3〕 定 数（1点）

固定資産評価員の数は、評価の適正統一を期する上から1人とする。

〔4〕 任 期（1点）

固定資産評価員に任期の定めはない。

〔5〕 選任の手続（3点）

(1) 固定資産評価員は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市町村長が、当該市町村の議会の同意を得て、選任する。

(2) 二以上の市町村の長は、当該市町村の議会の同意を得て、その協議によって協同して同一の者を当該各市町村の固定資産評価員に選任することができる。この場合の選任には、(1)の議会の同意を要しない。

〔6〕 兼職が禁止されている職務（3点）

(1) 固定資産評価員は、次に掲げる職を兼ねることができない。

① 国会議員及び地方団体の議会の議員

② 農業委員会の委員

③ 固定資産評価審査委員会の委員

〔7〕 欠格事項（3点）

破産者で復権を得ない者その他一定の者は、固定資産評価員であることができない。

なお、その他一定の者とは、具体的には、次に掲げる者をいう。

- (1) 固定資産評価員の職務に関して罪を犯し刑に処せられた者
- (2) (1)のほか、禁錮以上の刑に処せられた者であってその執行を終わってから、又は執行を受けることがなくなってから、2年を経過しない者
- (3) 国家公務員又は地方公共団体の職員で、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 心身の故障により固定資産評価員の職務を適正に行うことができない者として総務省令で定めるもの

〔8〕 固定資産評価補助員の制度の趣旨（2点）

多くの市町村では評価すべき固定資産が膨大な数に上るため、固定資産評価員1人で実地調査を行うことは不可能である。そこで固定資産評価員の職務を補助するため、固定資産評価補助員を選任することができることとされている。

〔第一問〕

問2

〔1〕意 義

(1) 趣 旨 (3点)

零細な課税客体まですべて課税しようとすることは、徴税事務を煩雑にする割に税収入が少なく徴税の目的をそこなうこととなる。そこで、徴税の合理化を図るために設けられたものである。

(2) 免税点の額 (3点)

市町村は、同一の者について、当該市町村の区域内においてその者が所有する土地、家屋又は償却資産の課税標準となるべき額が、土地にあつては30万円、家屋にあつては20万円、償却資産にあつては150万円に満たない場合には、固定資産税を課することができない。

ただし、財政上その他特別の必要がある場合には、当該市町村の条例の定めるところによって、その額がそれぞれ30万円、20万円又は150万円に満たないときであっても、固定資産税を課することができる。

(3) 免税点の判定 (5点)

- ① 免税点の判定の基礎となる課税標準となるべき額とは、一の所有者に係る土地、家屋又は償却資産のそれぞれの合計額をいう。
- ② 課税標準の特例の適用を受ける固定資産、税負担の調整措置等の適用を受ける土地については、実際の課税標準となるべき額により免税点の判定を行う。
- ③ 都の特別区及び政令指定都市の区の区域については、その区域内に所在するものごとに免税点の判定を行う。
- ④ 共有物については、それぞれの共有者が他に固定資産を所有している場合であっても、その共有物を別の人格が所有しているものとして免税点の判定を行う。
- ⑤ 市町村には、一所有者の所有する土地又は家屋に関する事項を各所有者ごとにまとめて記載した土地名寄帳及び家屋名寄帳を備えることが義務づけられており、土地又は家屋の免税点の判定はこの帳簿に基づいて行われる。

また、償却資産については、所有者から提出された申告書に基づき、各所有者ごとに償却資産課税台帳が作成されるため、免税点の判定は償却資産課税台帳に基づいて行われる。

- ⑥ 区分所有家屋については、区分所有家屋全体の課税標準となるべき額によって免税点の判定が行われ、区分所有者ごとに行われるものではない。また、特定共用土地についても同様である。

〔2〕免税点の適用について

(1)について (8点)

X市は、〔1〕(3)②により、免税点の判定を行う。

したがって、土地Aについては100万円 $\geq$ 30万円、家屋Bについては300万円 $\geq$ 20万円となり、土地A及び家屋B共に固定資産税を課することとなる。

Y市は、〔1〕(3)②及び④により、免税点の判定を行う。

したがって、土地Cについては15万円 $<$ 30万円となり固定資産税を課することができないが、土地Dについては150万円 $\geq$ 30万円となり固定資産税を課することとなる。

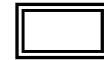
(2)について (6点)

Z市（政令指定都市）は、〔1〕(3)②及び③により、免税点の判定を行う。

したがって、a区に所在する土地Eについては20万円 $<$ 30万円、家屋Fについては10万円 $<$ 20万円となり、土地E及び家屋F共に固定資産税を課することができないが、b区に所在する土地Gについては350万円 $\geq$ 30万円、家屋Hについては700万円 $\geq$ 20万円となり、土地G及び家屋H共に固定資産税を課することとなる。

〔第二問〕

採点箇所



3点



2点



1点

問1

A	B	C	D	E	F
924,800 円	288,000 円	887,600 円	269,900 円	269,900 円	887,600 円

計算過程

—令和7年度分—

(単位：円)

<宅 地>

(1) 宅地の区分

① 住宅用地の判定

$$(イ) 150\text{m}^2 \times 2 = 300\text{m}^2$$

$$\frac{300\text{m}^2 + 100\text{m}^2}{300\text{m}^2} = \frac{4}{3}$$

$$C、F \quad 150\text{m}^2 \times \frac{4}{3} = 200\text{m}^2$$

$$(ロ) 200\text{m}^2 \times 3 + 150\text{m}^2 \times 2 + 40\text{m}^2 + 110\text{m}^2 = 1,050\text{m}^2$$

$$\frac{1,050\text{m}^2 + 150\text{m}^2}{1,050\text{m}^2} = \frac{120}{105}$$

$$150\text{m}^2 \times 2 + 40\text{m}^2 + 110\text{m}^2 = 450\text{m}^2$$

$$\frac{450\text{m}^2 \times \frac{120}{105}}{1,200\text{m}^2} = \frac{514.28\text{m}^2}{1,200\text{m}^2} \geq \frac{1}{4}$$

∴適用あり

② 住宅用地の面積

$$(イ) 1,200\text{m}^2 \times 10 = 12,000\text{m}^2 \geq 1,800\text{m}^2 \quad \therefore 1,800\text{m}^2$$

$$(ロ) \frac{1}{4} \leq \frac{514.28\text{m}^2}{1,200\text{m}^2} \quad \therefore 0.5$$

$$(ハ) (イ) \times (ロ) = 900\text{m}^2$$

③ 宅地の区分

・小規模住宅用地

$$900\text{m}^2 > 200\text{m}^2$$

$$\frac{900\text{m}^2}{4} > 200\text{m}^2$$

$$\therefore 200\text{m}^2 \times 4 = 800\text{m}^2$$

・一般住宅用地

$$900\text{m}^2 - 800\text{m}^2 = 100\text{m}^2$$

・非住宅用地

$$1,800\text{m}^2 - 900\text{m}^2 = 900\text{m}^2$$

(2) 小規模住宅用地

① 前年度課税標準額

$$370,000,000 \times \frac{800\text{m}^2}{1,800\text{m}^2} \times \frac{360\text{億}}{2,200\text{億}} = 26,909,090$$

② 本来の税額

$$(イ) 360,000,000 \times \frac{800\text{m}^2}{1,800\text{m}^2} \times \frac{1}{6} = 26,666,666$$

$$(ロ) (イ) \times \frac{1.4}{100} = 373,333$$

③ 調整税額

$$(イ) ① + ②(イ) \times \frac{5}{100} = 28,242,423$$

$$(ロ) (イ) \times \frac{1.4}{100} = 395,393$$

④ 判定

$$② \leq ③ \quad \therefore 26,666,666$$

(3) 一般住宅用地

① 前年度課税標準額

$$370,000,000 \times \frac{100\text{m}^2}{1,800\text{m}^2} \times \frac{120\text{億}}{410\text{億}} = 6,016,260$$

② 本来の税額

$$(イ) 360,000,000 \times \frac{100\text{m}^2}{1,800\text{m}^2} \times \frac{1}{3} = 6,666,666$$

$$(ロ) (イ) \times \frac{1.4}{100} = 93,333$$

③ 調整税額

$$(イ) ① + ②(イ) \times \frac{5}{100} = 6,349,593$$

$$(ロ) (イ) \times \frac{1.4}{100} = 88,894$$

④ 判定

$$② > ③ \quad \therefore \text{下限の判定}$$

⑤ 下限

$$②(イ) \times 0.2 \times \frac{1.4}{100} = 18,666$$

$$\therefore 88,894 \geq 18,666 \rightarrow 6,349,593$$

(4) 非住宅用地

① 前年度課税標準額

$$234,000,000 \times \frac{900\text{m}^2}{1,800\text{m}^2} = 117,000,000$$

② 負担水準

$$(イ) \frac{①}{360,000,000 \times \frac{900\text{m}^2}{1,800\text{m}^2}} = 0.65$$

$$(ロ) 0.6 \leq (イ) \leq 0.7$$

$\therefore$ 据え置き措置

③ 課税標準

$$117,000,000$$

<固定資産税額>

(1) 課税標準額

$$26,666,666 + 6,349,593 + 117,000,000 = 150,016,259 \geq 300,000$$

∴150,016,000 (千円未満切捨)

(2) 全体税額

$$(1) \times \frac{1.4}{100} = 2,100,224$$

(3) 補正割合の判定

$$\left. \begin{array}{l} \text{B、E} \\ \text{D} \end{array} \right\} 1,800\text{m}^2 \times \left\{ \begin{array}{l} \frac{150\text{m}^2}{1,050\text{m}^2} = 257.14\text{m}^2 > 200\text{m}^2 \quad \therefore \text{二号} \\ \frac{40\text{m}^2 + 110\text{m}^2}{1,050\text{m}^2} = 257.14\text{m}^2 \leq 200\text{m}^2 \times 2 \quad \therefore \text{一号} \end{array} \right.$$

$$1,800\text{m}^2 \times \left(\frac{150\text{m}^2}{1,050\text{m}^2} + \frac{150\text{m}^2 \times 2}{1,050\text{m}^2} \right) = 771.42\text{m}^2 \leq 800\text{m}^2 \quad \therefore \text{二号口}$$

A、C、F 居住用以外 ∴三号

(4) 一号、二号口の税額

① 補正割合

$$\frac{1}{150,016,000} \times 26,666,666 \times \frac{1,800\text{m}^2}{800\text{m}^2}$$

② 税 額

$$\text{B、D、E} \quad (2) \times \left(\frac{150\text{m}^2}{1,050\text{m}^2} \times \text{①} \right) = 119,999$$

(5) 三号の税額

① 補正割合

$$\frac{2,100,224 - (119,999 \times 3)}{2,100,224 \times \frac{200\text{m}^2 \times 3}{1,050\text{m}^2}}$$

② 税 額

$$\text{A、C、F} \quad (2) \times \left(\frac{200\text{m}^2}{1,050\text{m}^2} \times \text{①} \right) = 580,075$$

<家 屋>

(1) 法附則15の6②の判定

① 居住用専有部分

$$\text{B、D、E} \quad 150\text{m}^2 \times \frac{120}{105} = 171.42\text{m}^2$$

$$\frac{171.42\text{m}^2}{171.42\text{m}^2} \geq \frac{1}{2} \quad \therefore \text{可}$$

② 床面積要件

貸家用

$$\text{B} \quad 40\text{m}^2 \leq 171.42\text{m}^2 \leq 280\text{m}^2 \quad \therefore \text{可} \quad (171.42\text{m}^2 > 120\text{m}^2 \rightarrow 120\text{m}^2)$$

$$\text{D2} \quad 110\text{m}^2 \times \frac{120}{105} = 125.71\text{m}^2$$

$$40\text{m}^2 \leq 125.71\text{m}^2 \leq 280\text{m}^2 \quad \therefore \text{可} \quad (125.71\text{m}^2 > 120\text{m}^2 \rightarrow 120\text{m}^2)$$

自己用

$$D1 \quad 40\text{m}^2 \times \frac{120}{105} = 45.71\text{m}^2$$

$$45.71\text{m}^2 < 50\text{m}^2 \quad \therefore \text{不可}$$

$$E \quad 50\text{m}^2 \leq 171.42\text{m}^2 \leq 280\text{m}^2 \quad \therefore \text{可} \quad (171.42\text{m}^2 > 120\text{m}^2 \rightarrow 120\text{m}^2)$$

(2) 減 額

① 全体税額

$$120,000,000 \times \frac{1.4}{100} = 1,680,000$$

② A、Bの税額

(イ) 補正割合

$$\textcircled{1} \quad 5.5\text{m} - 3.8\text{m} = 1.7\text{m} \rightarrow 1\text{m}$$

$$1\text{m} \times 0.1 = 0.1$$

$$\textcircled{2} \quad 120,000,000 - 15,000,000 - 12,000,000 = 93,000,000$$

$$\frac{93,000,000}{120,000,000} \times 0.1 + 1$$

(ロ) 税 額

$$A \quad \textcircled{1} \times \left(\frac{200\text{m}^2}{1,050\text{m}^2} \times (イ) \right) = 344,800$$

$$B \quad \textcircled{1} \times \left(\frac{150\text{m}^2}{1,050\text{m}^2} \times (イ) \right) = 258,600$$

③ C、D、E、Fの税額

$$(イ) \quad \textcircled{1} - (344,800 + 258,600) = 1,076,600$$

(ロ) 税 額

$$200\text{m}^2 \times 2 + 150\text{m}^2 \times 2 = 700\text{m}^2$$

$$C、F \quad (イ) \times \frac{200\text{m}^2}{700\text{m}^2} = 307,600$$

$$D、E \quad (イ) \times \frac{150\text{m}^2}{700\text{m}^2} = 230,700$$

② 減 額

$$B \quad 258,600 \times \frac{120\text{m}^2}{171.42\text{m}^2} \times \frac{1}{2} = 90,514$$

$$D、E \quad 230,700 \times \frac{120\text{m}^2}{171.42\text{m}^2} \times \frac{1}{2} = 80,749$$

<固定資産税額>

(1) 課税標準額

$$120,000,000 \geq 200,000$$

$\therefore 120,000,000$ (千円未満切捨)

(2) 税 額

$$A \quad 344,800$$

$$B \quad 258,600 - 90,514 = 168,086$$

$$C、F \quad 307,600$$

D、E $230,700 - 80,749 = 149,951$
<納付税額>

A $580,075 + 344,800 = 924,875$
B $119,999 + 168,086 = 288,085$
C、F $580,075 + 307,600 = 887,675$
D、E $119,999 + 149,951 = 269,950$

A 924,800 (以下、百円未満切捨)
B 288,000
C、F各 887,600
∴D、E各 269,900

問2

W市	X市	Y市	Z市
14,211,300 円	9,405,900 円	4,610,000 円	27,861,300 円

計算過程

—令和7年度分—

(単位：円)

<価格等>

・航空機甲

(1) 価 格

$$3,000,000,000 - 3,000,000,000 \times \frac{0.206}{2} = 2,691,000,000$$

(2) 特 例

$$(1) \times \frac{1}{5} = 538,200,000$$

・航空機乙

(1) 価 格

① 令和5年度

$$600,000,000 - 600,000,000 \times \frac{0.250}{2} = 525,000,000$$

② 令和6年度

$$\text{①} - \text{①} \times 0.250 = 393,750,000$$

③ 令和7年度

$$\text{②} - \text{②} \times 0.250 = 295,312,500$$

(2) 特 例

$$(1) \times \frac{2}{5} = 118,125,000$$

<配 分>

・航空機甲

(1) 飛行場に均分

a、b、d

$$538,200,000 \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{3} = 89,700,000$$

(2) 寄航回数による按分

$$30\text{回} + 35\text{回} + 25\text{回} = 90\text{回}$$

$$\left. \begin{array}{l} a \\ b \\ d \end{array} \right\} 538,200,000 \times \frac{1}{2} \times \left\{ \begin{array}{l} \frac{30\text{回}}{90\text{回}} = 89,700,000 \\ \frac{35\text{回}}{90\text{回}} = 104,650,000 \\ \frac{25\text{回}}{90\text{回}} = 74,750,000 \end{array} \right.$$

(3) (1) + (2)

$$a \quad 179,400,000$$

b 194,350,000

d 164,450,000

(4) W、Yへの配分 (a 空港)

① 飛行場の面積による按分

$$450,000\text{m}^2 + 300,000\text{m}^2 = 750,000\text{m}^2$$

$$\left. \begin{array}{l} \text{W} \\ \text{Y} \end{array} \right\} 179,400,000 \times \boxed{\frac{2}{3}} \times \left\{ \begin{array}{l} \frac{450,000\text{m}^2}{750,000\text{m}^2} = 71,760,000 \\ \frac{300,000\text{m}^2}{750,000\text{m}^2} = 47,840,000 \end{array} \right.$$

② 滑走路、誘導路、エプロンの面積による按分

$$\left. \begin{array}{l} \text{W} \\ \text{Y} \end{array} \right\} 179,400,000 \times \frac{1}{3} \times \left\{ \begin{array}{l} \frac{250,000\text{m}^2}{400,000\text{m}^2} = 37,375,000 \\ \frac{150,000\text{m}^2}{400,000\text{m}^2} = 22,425,000 \end{array} \right.$$

③ ①+②

W 109,135,000

Y 70,265,000

・航空機乙

(1) 飛行場に均分

a、c、d

$$\boxed{118,125,000 \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{3} = 19,687,500}$$

(2) 寄航回数による按分

$$20\text{回} + 35\text{回} + 25\text{回} = 80\text{回}$$

$$\left. \begin{array}{l} \text{a} \\ \text{c} \\ \text{d} \end{array} \right\} 118,125,000 \times \frac{1}{2} \times \left\{ \begin{array}{l} \frac{20\text{回}}{80\text{回}} = 14,765,625 \\ \frac{35\text{回}}{80\text{回}} = 25,839,843 \\ \frac{25\text{回}}{80\text{回}} = 18,457,031 \end{array} \right.$$

(3) (1) + (2)

a 34,453,125

c 45,527,343

d 38,144,531

(4) W、Yへの配分 (a 空港)

① 飛行場の面積による按分

$$\left. \begin{array}{l} \text{W} \\ \text{Y} \end{array} \right\} 34,453,125 \times \frac{2}{3} \times \left\{ \begin{array}{l} \frac{450,000\text{m}^2}{750,000\text{m}^2} = 13,781,250 \\ \frac{300,000\text{m}^2}{750,000\text{m}^2} = 9,187,500 \end{array} \right.$$

② 滑走路、誘導路、エプロンの面積による按分

$$\left. \begin{array}{c} W \\ Y \end{array} \right\} 34,453,125 \times \frac{1}{3} \times \left\{ \begin{array}{l} \frac{250,000\text{m}^2}{400,000\text{m}^2} = 7,177,734 \\ \frac{150,000\text{m}^2}{400,000\text{m}^2} = 4,306,640 \end{array} \right.$$

③ ①+②

W 20,958,984

Y 13,494,140

・鉄道丙

$$40\text{km} + 20\text{km} + 10\text{km} + 80\text{km} = 150\text{km}$$

$$\left. \begin{array}{c} W \\ X \\ Y \\ Z \end{array} \right\} 3,000,000,000 \times \left\{ \begin{array}{l} \frac{40\text{km}}{150\text{km}} = 800,000,000 \\ \frac{20\text{km}}{150\text{km}} = 400,000,000 \\ \frac{10\text{km}}{150\text{km}} = 200,000,000 \\ \frac{80\text{km}}{150\text{km}} = 1,600,000,000 \end{array} \right.$$

・車両丁

(1) 単線換算キロ数による按分

$$40\text{km} + 20\text{km} + 80\text{km} = 140\text{km}$$

$$\left. \begin{array}{c} W \\ X \\ Z \end{array} \right\} 350,000,000 \times \frac{1}{2} \times \left\{ \begin{array}{l} \frac{40\text{km}}{140\text{km}} = 50,000,000 \\ \frac{20\text{km}}{140\text{km}} = 25,000,000 \\ \frac{80\text{km}}{140\text{km}} = 100,000,000 \end{array} \right.$$

(2) 走行キロ数による按分

$$400\text{km} + 600\text{km} + 1,000\text{km} = 2,000\text{km}$$

$$\left. \begin{array}{c} W \\ X \\ Z \end{array} \right\} 350,000,000 \times \frac{1}{2} \times \left\{ \begin{array}{l} \frac{400\text{km}}{2,000\text{km}} = 35,000,000 \\ \frac{600\text{km}}{2,000\text{km}} = 52,500,000 \\ \frac{1,000\text{km}}{2,000\text{km}} = 87,500,000 \end{array} \right.$$

(3) (1) + (2)

W 85,000,000

X 77,500,000

Z 187,500,000

<固定資産税額>

(1) 課税標準額

W 109,135,000 + 20,958,984 + 800,000,000 + 85,000,000 = 1,015,093,984 ≥ 1,500,000

X 194,350,000 + 400,000,000 + 77,500,000 = 671,850,000 ≥ 1,500,000

Y 70,265,000 + 13,494,140 + 45,527,343 + 200,000,000 = 329,286,483 ≥ 1,500,000

$$Z \quad 164,450,000 + 38,144,531 + 1,600,000,000 + 187,500,000 = 1,990,094,531 \geq 1,500,000$$

$$W \quad 1,015,093,000 \text{ (以下、千円未満切捨)}$$

$$X \quad 671,850,000$$

$$Y \quad 329,286,000$$

$$\therefore Z \quad 1,990,094,000$$

(2) 税 額

$$\left. \begin{array}{l} W \\ X \\ Y \\ Z \end{array} \right\} (1) \times \frac{1.4}{100} \left\{ \begin{array}{l} =14,211,302 \\ =9,405,900 \\ =4,610,004 \\ =27,861,316 \end{array} \right.$$

$$W\text{市} \quad 14,211,300 \text{ (以下、百円未満切捨)}$$

$$X\text{市} \quad 9,405,900$$

$$Y\text{市} \quad 4,610,000$$

$$\therefore Z\text{市} \quad 27,861,300$$

□合格ラインの読み□

〔第一問〕については、問1、問2共に解答しやすい論点でしたが、〔第二問〕の解答ボリュームが多かったことから限られた時間で解答する必要がありました。

〔第二問〕については、全体のボリュームが多く、また、問2において特例率の判断に必要な資料が不足していた箇所があったものの、最終値を合わせられた方は少なくないと予想されます。

〔第一問〕

問1

残り時間に応じて多少の省略は致し方ないものの、問われている項目について満遍なく触れる必要はあるものと思われます。なお、「欠格事項」の「その他一定の者」の内容については多くの方が省略しているものと思われます。「固定資産評価補助員の制度の趣旨」については、完答は難しくとも部分点は取りたいところです。

よって、19点（25点満点）は得点したいところです。

問2

「免税点の意義」としてどこまでの内容を触れるかが判断に迷うところであったと思われますが、事例における免税点の適用については判定内容を正解する必要があるものと思われます。

よって、16点（25点満点）は得点したいところです。

〔第二問〕

問1

B、D、Eの特定共用土地の税額（119,999円）を（120,000円）とされた方が多いと思われますが、いずれの数値で解答しても影響はないものと思われます。ボリュームがやや多かったものの特に難解な論点はなく、25点（25点満点）を得点したい問題でした。

問2

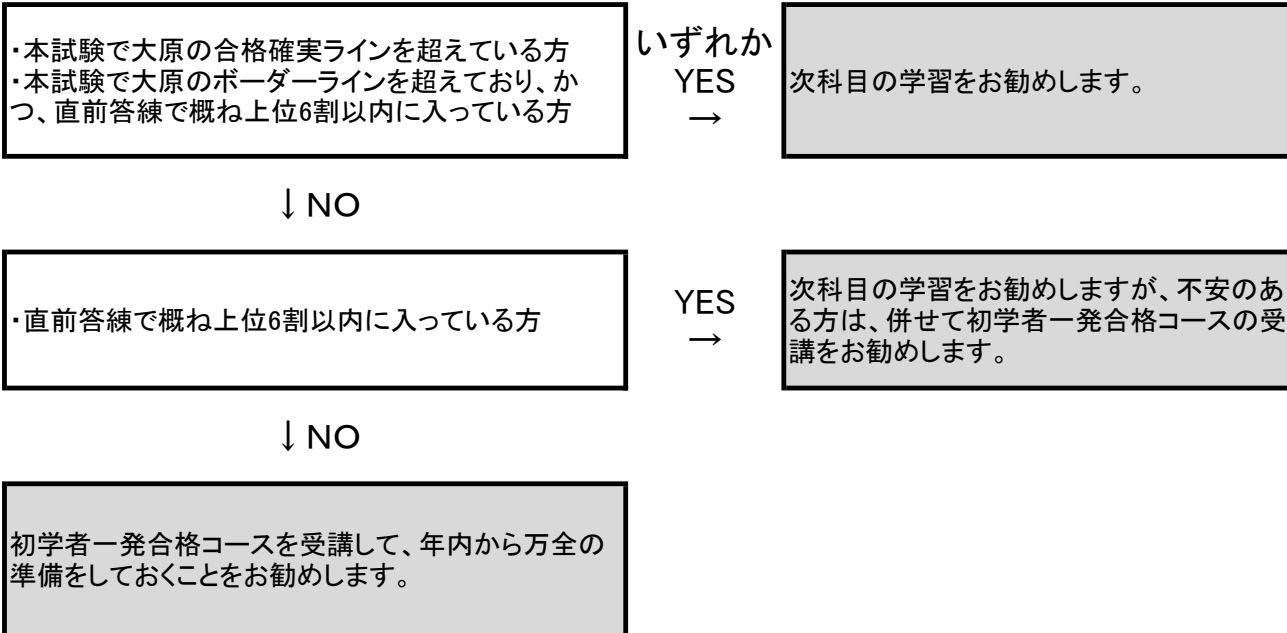
航空機乙の特例率が判断に迷うところであったものの、正解の選択をされた方が多いものと思われます。他に難解な論点はなく、こちらも25点（25点満点）を得点したい問題でした。

以上のことから、受験生全体の出来にもよりますが、ボーダーラインは〔第一問〕では35点、〔第二問〕では50点、合計で85点になると予想されます。また、合格確実ラインは93点となります。

【固定資産税】 学習経験者のための科目・コース選択ツール

税理士試験に早期合格するためには適正な科目、コース選択が非常に重要となります。本試験の出来及び皆さんの学習状況を踏まえた上で9月からの受講科目、受講コースをご検討ください。

なお、個々の学習状況、学習環境に応じた受講相談も承っておりますので担当講師などにお気軽にご相談ください。



固定資産税 コース紹介

9月開講【初学者一発合格コース】 講義回数：41回（週1回）

（講義時間：年内2時間30分、年明けより3時間）

固定資産税を学習され、本試験を受験された方であっても、本試験での出来具合や、前年度の学習状況によっては、9月から初学者一発合格コースでの学習を始めることが合格への近道となります。

初学者一発合格コースは、年内の4ヶ月で基礎項目及び重要論点の1回転学習を行い、1月から2回転目の学習をすることができるコースです。

9月から学習を始めることで、1月から2回転目の学習をすることによる理解度が高められるという利点、特に応用理論について十分な対策を講じることが可能になります。

ボリュームの少なさから、学習が疎かになりがちな科目ですので、学習計画を上手く立てられずに試験を迎えてしまったような方には、年内の基礎一巡が年明けの学習負担の軽減に大きく役立ちます。学習不足を感じた方や理論対策に苦勞された方で確実な学習項目の定着を図りたい方は、9月からの初学者一発合格コースの受講をお勧めします。